

開放耕地と囲繞耕地

湯村, 武人

<https://doi.org/10.15017/4362492>

出版情報：経済學研究. 26 (1), pp.51-77, 1960-05-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

開放耕地と圍繞耕地

湯村武人

いわゆる古典莊園理論が、莊園の構造として耕地制度の上では三圃制の開放耕地制度を、農民の定住様式の上では村落定住（集村）型を一般的なものと考えていたことは、わざわざことわるまでもない。けれども、その提示するこのような莊園の構造を一般化し定型化して考えることが誤りであることは、今日ではすでに周知の事柄である。それぞれの耕地はその周圍に圍墻をめぐらし、農家もまたそれぞれの圍繞耕地内に分散するいわゆる圍繞地型の農村や、開放されてはいるが不規則な形状の耕地からなる南フランスの農村型が広く存在することが、証拠だてられてきたからである。古典莊園理論は、他の諸側面における同様に、ここでもまた痛烈な批判を蒙つたわけである。けれども、莊園制の本質がこの集村開放耕地型の農村においてこそ最もよく看取されることは依然として否定できないと思われる。以下先づこの型の農村を上げるゆえんである。

開放耕地制をとる村落の外観はおよそ次のようになってゐる。すなわち領主または莊司の邸館を中心に、農民の家宅および屋敷がおのおの小規模な菜園地をとめないながら密集して存在し、狹義の「村」をなしている。その周圍には幾つかの大きな開放耕地群がひろがり、耕作地または秣地として利用される。それはその運営上、夏穀地、冬穀地および休閑地

の三つにはば等分せられ、年々順次にこれが輪作されることになつてゐる。すなわち三圃制度である。夏穀地には大麥、燕麥等が、冬穀地には小麥、裸麥等が作付けられ、休閒地は地力の恢復をはかる目的で一、二度犁を入れるだけで普通一年間放置される。この三圃のそれぞれは *sol sole*、*セーゾン saison* (英 *field*、独 *Gewann*) などと呼ばれてゐるが、それがさらにカルティエ *quartier* と呼ばれる中区劃の耕地群から構成されており、この中区劃がさらに多数の並行的な細長い地条 (仏 *parcelle*、英 *strip*、独 *Streifen*) に分割されてゐる。マルク・プロックは、この幅狭く丈長い形状の地条形に注目してこの型の耕地制度を開放短冊型耕地 (*les champs ouverts et allongés*) と呼んでゐる。^(註)

「われわれの眼を耕地にむけよう。それを見て第一に気付くことは、それが広々と開放されてゐることである。……耕地には、もはやわれわれの眼や足を止める何らの障碍物も存在しない。……」

「もつとも、何らかの圍墻によつて区劃されてこそでないが、所有の境界はそれにも拘わらず存在してゐる。その線は二重の仕切りをもつた奇妙な模様を構成してゐる。最初に若干数の——十ないし數十の——大区劃がある。この区劃は何と呼ばれるか？普通の場合様々であり、場所によつてさへも違ふきわめてさまざまな言葉をわれわれに提供してゐる。すなわち、*カルティエ quartiers*、*クリマ climats*、*コントレ contrées*、*ビース bènes*、*ツリアージュ triages*……。(が) 事柄を簡単にするためにカルティエを採用しよう。これらの区劃のそれぞれは、それに固有の名前をもつており……たとえば *グロス・ボルス* のカルティエと *クルー・デ・フルン* の *クリマ*……とか云われる。そして、それらの単位のそれぞれの境界は、時として眼にみえる境界、つまり土地のひだ、小川、人手で作られた傾斜、生垣などで限られてゐる。けれども、それを隣りのカルティエから区別するものとして、畝の方向が違ふ以外に何もない場合がしばしばある。……」

「この第一の市松格子の内部はさらに幾つもの地条に分れているわけだが、この地条について云えば、それは畑地の全表面にわたつて、極めて微細な——それというのもその数は極めて多い——、そしてきわめて奇妙な外觀をもつ網目を構成している。それというのも、この地条の殆んど全部が、驚くほど縦横の長さの違う同じような形をしているからである。地条のそれぞれが畝の方向に長く伸びている。これに反して、この軸に垂直なその横幅はきわめて短く、多くの場合やつと長さの二十分の一位の幅しかない。地条のあるものは長さ百メートル余に及ぶいくつかの畝から構成されている。……」

ピエール・フロモンは、さらに、この地条の大きさはジュール Jour ないしジュールナル Journal と呼ばれる一定の土地面積の単位からなつていること、この呼称はそれが一組の連番によつて引張られる犁 (charue) の一日の耕耘単位であることに由来することを指摘している。^(註二)したがつて、一定とは云つてもその具体的な大きさは土壌の性質によつて地方毎に差異があり、粘土質のローレーヌ地方では二六アールをこえることはないのに反して、石灰質の軽い土壌からなるシヤンパーニュやピカルデーでは三六ないし四〇アールに達する。

ところが、この細長い短冊型の地条(註三)のそれぞれは、たとえその長さはどんなに長いにしても、要するにかなり貧弱な面積でしかない。そこで、個々の農民の全経営地は、その農民が貧しい農民である場合にも、多くのカルティエに散らばつたかなり多数の地条を含まねばならなかつたし、事実また含んでいた。かくして、土地財産の細分と分散とはこの種の土地制度をとる地方でのきわめて古くからの法則といふことになつた。ピエール・カジオのあげる例(註四)によると、リマーニュ地方に居住するある人の持地は総面積五ヘクタールでしかないにも拘わらず、七つの町村域内に散在する百二十の地条から構成されていた。

次に、以上の構造の結果として公道 (chemin public) の不充分という性格が生れる。「大部分の地条は直接には公道に

接していない。そこに達するためにはそれを取巻く他の地条を横切らねばならない。……今日では道路は生産の不可欠の手段と見做されており、人々はその△土地の潰え▽を容易に納得するのだが、昔の農民は自分の畑に喰いこんでいる地面を遊んでいるものと考えていた。」^(註五)

最後に、耕地の外縁につながる共有地についてみれば、その利用は慣習によつてきめられており、領主や荘司といえども勝手にこれを利用することは許されなかつた。家畜を放牧し、木材をきりとり、下草を刈り、果実をとる等の権利の行使には一定の規範が存在したのである。共有地は本来領主のものでありそれを恩恵として村民に用益を許しているのだという法理があるが、これは後世になつて、すなわち十二・三世紀以降になつて領主権力が作り出したものである。本来それは領主と領民間の未分割の権利、つまりゲルマン的な団体権であつたと増田四郎氏は推定されている。「このことはまた、荘司が単なる領主の役人でなく、自生的な在郷の下級貴族であつた地方に、一層明瞭にあてはまる。」^(註六)

以上の構造からの当然の帰結として、開放耕地制度の村落では、耕地はその領主の直営地たると農民の保有地たるとを問わず、地条の混在という形（＝交錯圃場制度）をとり、耕作は公道の不足という条件も加わつて各自勝手なやり方を許さず、圃場を単位とする耕作強制に服さざるをえなかつた。かくして、共有地の共同利用といい、收穫跡地の共同放牧といい、この型の農業制度の地方では、村人の生活は強い共同体的強制の下におかれることが特色である。

(註一) Marc Bloch, *Les caractères originaux de l'histoire rurale française*, 1931.

(註二) Pierre Froisont, *Economie rurale*, 1957, p. 133. なお増田四郎「西洋経済史概論」によれば、四頭ないし八頭だての牛による有輪犁(charrue)を用じて午前中ならし午後若干の時間中に鋤き起しうる位の面積が一地条であり、これはドイツでは一モルゲン Morgen (イギリスでは acre) である。そして三つの圃場内に散在する大体三十モルゲンの地積が農民一家族の保有単位と考えられ、のちには三十モルゲンをもつて一フーフエ (マンス) と称するにいたつた。(九三一九五頁参照)

(註三) フロモンはブロックと違つて一對七を通常形とみている。

(註四) Pierre Cazion, La valeur de la terre, フロモン前出書一三四頁参照。

(註五) フロモン前出書一三四頁

(註六) 増田四郎前出書九四頁。

二

古典莊園理論が以上のような構造をもつ農村を中世農村の普遍的な在り方と見做していたことはすでに述べた通りである。けれども現実はこのように単純な図式化に反することは、一部の人々の間ではすでに古くから知られていた。たとえばゾイオン教授は、その論文^(註一)の中で、アルザスから大西洋岸に、フレンドルからバスク地方へと旅行する人々は、つまりフランスを東北から西南に横切る人々は、東北部フランスの見渡す限り眼を遮る何物もない平垣な開放耕地地方と、西南部フランスの生垣で取囲まれた圍繞耕地地方とのコントラスト以上にはつきりした対照を感じさせることはないといふ述べた後、民衆用語はこの対照を表現するためにすでに十二世紀頃から *plaine* (平原) および *docage* (木立ち) という言葉を用いていたと指摘している。すなわち *plaine* は平垣な耕地が広々と開けている地方を意味し、*docage* は生垣や並木によつて形成された緑の衝立が接近して次々に立つている地方を意味する。遠望すると森のような幻想を与えるためにこのような名称が生れた。

アンドレ・メイニエ氏もまた、この種のコントラストは十八世紀にアーサー・ヤングを驚かしたものが、民衆の言葉の中ではずっと古い時代から注目されていたと指摘している。「一方は *plaine* ないし *champagne* と呼ばれ、英語で

openfield と呼ばれるものであり、他方は bocage と呼ばれた。十二世紀に詩人ヴァス Wace は Δ ノルマン民族武勲詩 \gg Geste des Normands を書くに當つて Δ 木立の地方 \gg cils des bocages と Δ 平原の地方 \gg cils des plaines とを区別している。両氏が右において指摘している非古典莊園型農村はブルターニュ半島を中心とする西部フランスのそれであり、一般に圍繞耕地地方と呼ばれる地方であつて、その景観は今メイニエ氏の描写によれば次のようになる——

「パリ盆地の大部分をその中含む北と東の地方では、圍墻もなく、時としては途方もなく長い形の、したがつて一般に革紐状と形容される四角形をなした開放耕地が支配的である。ここでは道路は稀であり、巨大な村落を中核に星形に拮がつている。若干の町村では、その共同の中核からはずれて孤立して建てられた家は一軒もない場合がある。西部や、中部や、南部では、これに反して、それぞれの圃場に盛土、生垣、刃石、矢来——時としては、これは西部の場合だが——盛土に生垣を植えた圍墻によつて圍繞されている。同時に、圃場の形は集塊をなしており、道路の数は多く、圍墻をめぐらした畑の間をジグザグに通じ、時としては両側の畑より一段低く堀り下げられている。家々はそれぞれの経営地内に分散している。聚落は僅か数軒の家からなり、場合によつては教会と村役場だけからなりたつていゝことがある。」(註三)

ところで、メイニエ氏は右の引用文中大まかに南部をもその中に含めていゝが、南部、ことに地中海沿岸地方は、正しくは低地ノルマンデイ、ブルターニュ、アンジュー地方を中心とするこの圍繞耕地地方とは別の、今一つの非古典莊園型に属する地方である。以下、すでにみたフロモン氏の『農業經濟』によつて南部型の特色をみれば次の如くである。

南部の農業制度は、開放耕地の存在、換言すれば圍繞されていない耕地の存在と、その形態の不規則性という二点で、他の二つの農村型と区別される。耕地の形状は不規則であり、個人や契約の氣紛れのまゝに委せられているので、東北部フランスからここ南部フランスに旅行すると、共同体的強制の地方から自由の地方に移つてきたかのような印象をうけ

る。道路は緊密な網の目を呈している。農家は集中村落をなしている場合もあれば分散している場合もあつて地方毎に一定しない。この点、東北部フランスの農村が集中村落、西部フランスの農村が分散居住であつたのと異なる。西部フランスと同様に道路網は充分行届いているので分散して家を構えることができるわけだが、治安上の理由とか飲料水にあつての泉の周辺に集る必要とかから集村をなしている場合があるのである。また栽培作物の点からみると「強い独自性」をもつており、北部のそれが主として穀作に限られていたのに反して多種多様な作物（穀類、トウモロコシ、隠元豆、蚕豆、各種野菜類）が栽培され、栗、オリブ、胡桃樹を中心とする各種果樹類が豊富である。そしてそれは、北部の果樹がリンゴや梨のように果実酒用であるのに反してむしろ食用に供する目的で栽培される。なお、この農業型の今一つの重要な特色は、北部の農村がすでにみたように三圃制度であつたのに反して二圃制度である点である。犁は北部フランスが有輪犁（charrue）であるのに対して無輪犁（araire）を用ゐる。

（註一） R. Dixon, Les principaux types du paysage rural, p. 37. (Roger Blais, La campagne, 1947)

（註二） André Meynier, Champs et chemins en Bretagne, conférences universitaires de Bretagne (1942-1942), p. 161.

（註三） メイニエ氏前出論文一六一頁。

三

以上、北部および東部の短冊型開放耕地、西部の圍繞耕地、南部の不規則開放耕地という三つの耕地および農村の類型は、すでに述べたように民衆の間では古くから知られていたし、地方的研究としては次第に注目されてきていたと思われる。けれども全フランス的な視野の下に学問的にはつきりと提示されたのは、おそらくルーブネルおよびブロック、とく

に後者によつてその『フランス農業史の基本性格』の中に大きく取上げられてから以後であると思われる。^(註一)

高橋幸八郎教授の『近代社会成立史論』は、ブロックのこのような業績の上に立つてフランス『市民革命の構造』を展望しようとする力作であり、我国の西洋近代史学が戦後めざましい発達をとげるのに貢献することの大きかつた論著であつた。けれども、同教授のブロック理解は、学界刺戟剤としてその著書の果した右のような功績にも拘わらず、必ずしも充分に正しかつたとは云えない。たとえば教授の著書を読んでわれわれの第一に気付く点は、最初にせつかく十八世紀のフランスを東北部、西部、南部の三類型に分類しておきながら、次の段階では、その重要な三類型の一つをなす南部フランスの存在を何故か全く無視して、東北部ロレーヌと西部メーヌとの対照の上のみ論議を進めるといふ奇妙なやり方をしていることである。そして、この南部型の軽視ということが究極において教授の理論全体を間違つた方向に導くつまずきの石になつていふと思われる。けれども、教授の理論に対する批判はすでに発表済みであるから、ここで再びその批判を繰返すことはやめ、単に教授の理論によれば西部フランスが進歩的であり、東北部フランスが保守的であると見做されているとだけ述べておこう。そして、西部フランスが果してそのように進歩的であるかどうかを、ブロックの右の著書以後に発表された諸研究によつてもう少し掘り下げて検討することにしよう。

圍繞耕地制度の研究として、われわれはすでにその一部をみたアンドレ・メイニエ氏の論文「ブルターニュ地方における圍場と道路」をもつていふ。同氏によれば、研究者達の注意はこれまで専ら開放耕地制度にのみ注がれておつて圍繞耕地に捧げられた研究は皆無であり、これがいわば最初の本格的な研究である。これは同氏をその長とする地理学研究所の所員達によつて辛棒強く蒐集された諸資料を整理して出来上つた。

さて、まづ西部と圍繞耕地との關係であるが、この問題はこの論文の第一章である「諸時代を通じてみた圍繞耕地」に

おいて扱われており、同氏はまづ圍繞耕地地方として知られているブルターニュにも開放耕地が存在しないわけではないことを指摘する。それはとくに海岸沿いの村々にみられ、それらの地方にははつきりと幾つかのグループにまとまつた開放耕地地方と同じような草紐状の地条群の存在や、孤立農場の同じような欠除がみられる。また、場所によつては一つの間形態、すなわち多くの開放耕地からなるグループが同一の圍繞耕地内に並置されている形もみられる。これらの圍繞されない圃場のグループをこの地方では *trest* (Guingamp 地方では *rest*) と呼んでいる。そしてメイニエ氏は、右の事柄を指摘した後で次のように続けている、「さらにまたわれわれは、開放耕地地方のそれを想い起させるような古い村落共同体的諸慣行の、疑問の余地なく明白な諸痕跡を発見するだろう。南部モルビアンでは、あまり遠くない時代まで耕作が協同的性格をもつた諸規則に服していたことが人々の記憶に残されている。われわれはまた、Honat, Hédie および Arze の島々についてこうした慣行が働いていたことを知っている。そこでは地域は二つの耕圃 (soles) に分割されており、その各々が二年に一回強制的に休閑に付され、すべての経営者がそれぞれの耕圃に少くとも一つの地条を所有していた。したがつて、ブルターニュでは圍繞耕地の個人主義的生活それ自身が決して永遠のものではなかつたわけだし、そのほかに、一方では開放耕地が、他方では村落共同体的慣行が存在していたのである。こうした事物状態を説明するために、地理学は過去にさかのぼつて調べてみる必要があるし、若干の歴史的考察を行う必要がある。」

メイニエ氏の教えるところによると、最初に取上げられるべき歴史的資料は一七六八年に行われた国王による調査記録である。すなわち時の国王ルイ十五世は、重農学派の圧力の下に開放耕地制度、刈跡地共同放牧権制度、共同放牧制度の廢止を志し、王国内の圍繞耕地の状態に関する大規模の調査を行つた。今ブルターニュ地方の行政官達の諸報告をめぐつてみると、われわれは圍繞耕地制度がブルターニュ地方の全域にもれなく支配していたかのような印象をうける。たとえば

ポンツリユー (Pontrioux) の郡長 (sudelet) は、すべての耕地は圍繞されており、 \blacktriangle 耕地、森林、牧草地、荒蕪地及び放牧地は……溝ないし盛土によつて圍繞されている \blacktriangledown と述べているし、 \blacktriangle われわれは入会権 (parcours) とは一体何のことかということさえ知りません \blacktriangledown とルーイ (Rhuys) 郡長は述べている。アンツレアン (Antraim) のそれは何のために国王がこんなことを計画するのか全く理解できなかつた。

けれども、もう一步接近して検討してみるとこのような劃一性に二つの重大な例外があることを見抜くのになした時間を要しない、とメイニエ氏は指摘する。その第一は荒蕪地 (Landes) である。それは圍繞されていないのだが、その面積たるやこの地方の大部分、すなわちアンリ・セエの評価では $\frac{2}{5}$ 、人によつては $\frac{2}{3}$ にも及ぶ面積を占めている。この点では旅行者達のすべての手記が一致しており、「耕され且つ圍繞された土地は住居の位置する土地の周辺にある一つの緑色の帯にしかすぎない。広漠たる荒蕪地がこれらの島々のそれぞれを分離している。」これらの荒蕪地は時としては領主の所有に属し、時としては村有であるが、所有権のはつきりしない場合のほうが多い。多くの場合たいした利用価値をもつものではないが、村人達はえにしだ、やはりえにしだの根の一ぱい詰つた土塊をそこから掘取つてきて肥料代りに耕地で焼却したり、家畜の敷糞をそこから刈取つてきたりしていた。

第二に、耕地の場合も圍繞は劃一性をもたなかつた。メイニエ氏によれば、行政官たちは、笑を云えば、一般的規則に対する例外を一種の用心をもつて語つている。彼らはそれを異常な何物かと、ないしは殆んど異常なものに見做している。その結果彼らは、それを \blacktriangle 野蠻時代 \blacktriangledown や \blacktriangle 無政府状態時代 \blacktriangledown の殘滓というような言葉で語つており、古い異教徒的信仰の殘存についての場合と同様な扱い方をしている。けれども、それにも拘わらず彼らの多くがその存在をはつきりと認めており、若干の詳述をわれわれに残してくれている。圍繞されない半共同的慣行に服する問題の土地は、それを指示す

る一般的呼称はないが、少くとも次の十一の地方名を捨うことができる。champagne, gaagnerie, tenue solidaire, terre préalable, landelle, consortie, couture, mezon, messidou, terre à droit de tressault, trèst。そしてそのような名称で呼ばれるそれらの圃場群は、そのそれぞれが別々の多数の人々に所屬するにも拘わらず、全体が一まとめに囲い込まれているだけで内部は開放されている。△これらの畑は單なる境界線によつて区切られるほかは全く解放されている▽と報告書は述べている。「收穫のあと、その中に耕作地をもつ人々の所有するそれぞれの家畜がその区域の全域で無差別に草を喰む。これは刈跡地共同放牧であり、ブルターニユ地方では guerb と呼ばれた。われわれはこの形式の經營様式に関する記述をボンシャトー、ボンクロワ、ルドン、レンヌ、ジヨスラン、ディアン、ランバール、マルトロワ、アンセニイ、モルピアン地方の島々、換言すればレオン地方を除く全ブルターニユの郡長の報告から拾ひ上げた。」〔註四〕

メイニエ氏によれば、コート・デュ・ノール県立史料保存所に保存されている十八世紀の注目すべき史料のおかげで、われわれはこれら開放耕地の様相をもつと詳細に知ることができる。これはバンティエール公爵領の土地台帳である。すなわちこの土地台帳によると各教区は囲繞された耕地以外に様々な数の△champagnes▽を含んでおり、たとえばアンデルでは六、エルギユイでは八、プレヌーフでは十七、イルオンでは二六もの数の開放耕地群があつた。それはとりわけ海岸沿いの地方に頻繁である。そのそれぞれの内部には、幅狭く丈長い、竝行した、時として内側にカーブした圃場群が含まれている。その数は三から五五と大幅に変化するが、最も多いのは一〇ないし三〇の場合である。「その図面を土地台帳上にみる時われわれは全く開放耕地地方のそれを思い起す。これらの開放耕地群の附近に位置する部落はしばしば全く特別な形態を帯びている。すなわちそれは相互に緊密に寄り添つてうづくまり一列に並んだ四ないし十軒の農家からなつてゐる。そのそれぞれは住家一つに厩一つしか持たない。その屋根は南方を向いており、面を太陽に向けている。開放

耕地地方におけるように、協同作業が人々をして余儀なくも集团的な居住中核を作つて互に並び合つて居を定めるように仕向けたものと思われる。^(註七)

また、同じメイニエ氏が他の論文「ブルターニュ農村史の謎」^(註八)において明かにしたところによると、一七六八年の国王の調査に際してその郡長が「われわれは入会権とは一体何であるかということさえ知りません」と報告したルーイ地方は、ブルターニュでも開放耕地制の最も活潑に行われた地方であつた。開放耕地の存在することを認めた郡は三九郡中九郡にすぎないが、他の史料によると実際は他のすべての郡にもまた存在していた。△開放耕地殆んどなし▽と報告の寄せられたランバール郡の場合、パンティエール土地台帳によると、イルオン教区内に完全な開放耕地が二六、一部傷ついたそれが三ないし四あつた。プレヌーフ教区には少くとも二三の開放耕地があつた。マルーエ教区は完全なもの一八、一部傷ついたもの四ないし五が認められる。要するに、メイニエ氏によると、これらの報告を寄せた郡長たちは、自分の管轄区内にかような△野蛮な▽制度が存在すると報告することは自分達の怠慢を責められることになる、と危惧したようである。

メイニエ氏はさらに、十八世紀末の記録である右のパンティエール公爵領土地台帳の検討に続けて、ブルターニュ地方におけるこうした開放耕地の存在はすでに十三世紀の史料にもみられることを明かにする――

「時代の闇の中をかきわけてみると、十三世紀にすでに二つの型があつたことがわかる。善良な国王聖ルイの時代に北部ブルターニュに若干の修道院が栄えていたが、その文書はとりわけ興味深い。ルーデアック近傍にあるノートル・ダム・ド・ランツナックの創建者は、たとえば、自分は修道院に《totam terram meam tam in plano quam in bosco》^(註九) (plaine および bocage からなる私の全所有地) を譲ると宣言している。そして、事実、ランツナック、聖ジアキュー、

ランバール、ボーボルに関する修道院の所領記録は、われわれに常に次の二つの型の景觀を示している。ある時は盛土又は溝、ないしは壁でさえも細心に区劃された耕地。ある時ははつきりした境界のない耕地部分。すなわち修道院は、ここでは二畝を所有し、他の場所では「最も公道に接近した」ないしは人眼をひく樹、例えばルーヴィネにある「穴のあいた菩提樹」に「最も接近した」八ないし十二畝を所有しており、他人の所有に属する土地の只中にこのように孤立したこれらの畝は、「plateae」と呼ばれた広大な圃場内に位置している。修道院への譲渡証書は圍繞耕地の場合のように「propriatatem meam」（私の所有地）と云う言い方をしておらず、「quicquid juris habeo in platea de……」（私が……の plaine 内に所有するすべての権利）と述べている。（かくして）われわれは信じる、十三世紀のこれらの plateal の中に十八世紀の champagnes の祖先を認めることは正当である。^(註七)

いや、それどころではない。もつと時代をさかのぼつたシャルルマーニュの時代の史料 cartulaire de Redon (797～850) は三五の所領の正確な記述を残しているが、その中一八については何ら圍繞についての記述がない。単に標識物があるだけである。すなわち道路、土ごずみ (bodeneae)、木の標柱 (metae)、標石、十字架、樹木、記念巨石である。一五所領は一部分を囲墻や大小の溝で縁取られている。四方を溝で囲まれているのは一つだけである。したがつて、ブルターニュの他の場所は暫く別にしても、少くともここでは、囲墻は九世紀には例外である。大部分の土地は「標識」によつて劃されていた。そして八八二年に、境界争いを取鎮めるために隣接した畑の間に囲墻ではなく道路を設けるように命令が出されている。^(註八)

(註一) G. Rouyer, Histoire de la campagne française, 1932. M. Bloch, Les caractères originaux, 1931.

(註二) 「経済学研究」第二十卷第一号。

(註三) メイニエ氏、前出論文、一六五頁。

(註四) メイニエ氏、前出論文、一六七頁。

(註五) メイニエ氏、前出論文、一六七頁。

(註六) André Mexner, Quelques énigmes d'histoire rurale en Bretagne, (Annales, Economies-sociétés-civilisations, 1949, N° 3).

(註七) 「ブルターニュ地方における圃場と道路」一六九頁。

(註八) 「ブルターニュ地方における圃場と道路」一六九頁

なお、メイニエ氏の「ブルターニュ農村史の若干の謎」によると、中世初期のブルターニュには、囲繞耕地のほかに次の三種の土地が存在していた。

(一) 囲牆なく、開放耕地地方におけるように、石 (*meta, lapis, lapides, confinae, lapicina, petra, rocha*)、多少ともキリスト教化された立ち石 (*lapis magna*)、十字架、樹木によつて境界を劃された耕地部分。この型の保有は漸次囲繞に服して行き次第に姿を消した。それは時として溝と結びついてではあるが十三世紀にも認められ、少くとも *domaines congéables* では近代においても認められる。それに随伴する不便、土地の無駄、蔭のできること、をさけるために盛土を廢止することによつて今日も復活している。

(二) 恒常的耕作に適さないがしばしば焼畑や一時的囲繞の対象となる荒蕪地や冷たい土地。これはしばしば《*terres boutin*》ないし《*terres a boutin*》と呼ばれる。われわれは、九世紀の西部ブルターニュにおいて土塊 (*botinae* ないし *bodenaie*) によるこの種の土地の境界付けを見る。 *boutin* は *bodena* から生れた言葉である。

(三) 幅狭く並行した諸圃場に分割された土地で、エーカーやジュールで測られる代りに畝で測られる。圃場は開放されており、側縁で境界付けられている。しかし、これらの圃場の若干数 (八・二〇・六〇等々) が一まとめの圃場内に結集されている。これこそはよく知られた一つの型、*saugereria* ないし *trest* であり、しばしば——三ないし七軒の農家が寒がりのように寄り固つた——胚児期の集団居住を伴い、義務のないしは少くとも不可欠な共同作業を伴う小開放耕地である。十三世紀の諸文書はい

ろんな場合にそれを指摘しており、範圍はブルターニュ全域にわたつてゐるが、とりわけサン・ブリック湾地方に多い。現在知られている最も古い史料は一二二九年のものである。しかし、この時すでにこの制度は十分に普及してゐたことが明かである。

(二六一—二六二頁参照)

四

逆に開放耕地制度については、ブロック自身が次のように述べていた。――

「われわれの眼を耕地にむけよう。それをみて第一に気付くことは、それが広々と開放されていることである。けれども、そのように云うことは、そこに何らの圍墻も絶対に設けられえないという意味では決してない。第一にある種の區別、つまり恒久的な仕切りや一時的な仕切りが作られる。中世の大部分を通じて、耕作の始まる前に、むろん個々の圍場の周圍にはなくいくつかの圍場の集團の周圍に、一時的な垣をつくるのが慣例だつた。時としては溝を掘る方法が選ばれたこともある。農業曆はこの仕事を春の仕事に配してゐた。……(そして)、やがて收穫が終るとこの手輕な防壁は取壊されたり埋められたりした。ついで十二世紀および十三世紀以後においては、処によつて早い遅いの別はあるが、この習慣はなくなつていつた。それは土地の占有がまだきわめて僅かしか行われていない時代に生れたのである。つまり、けだものが屢々出没するような未墾地が當時はまだ耕作地の中に四方から入りこんでいたのである。大規模の開墾が行われて耕地がずつとずつと集團化し、ずつとずつとはつきりと牧場から切り離されるようになってくると、このペネロップの仕事は必要のないように思われた。」

すなわちブロックは、開放耕地地方においても十二、三世紀頃までは圍墻が行われていたと述べているわけである。も

つともこれは、あくまで一時的なもので、かつ個々の圃場の周圍にはなくいくつかの圃場集團の周圍に行われ、けだもの害から作物を保護する役割をもつものだった。圍墻という点では同じでも圍繞耕地地方におけるそれと明かに性格が異なるわけである。けれども彼は、右のような圍墻の一般的存在を認めるだけでなく、その『基本性格』第二卷所收論文ではさらにもう一步踏みこんで、今日の開放耕地地方における圍繞耕地制度そのものの存在を認めるところまでいつている。すなわち彼は、中世初期にさかのぼる研究は文献の少いために極めて困難であるが考古学・地名学などの助けをかりて明かにすることが出来るとした後で、次のように述べている——

「今日のマーコン地方を特徴づけている集中に対して、カロリング朝下の全期間にわたつて、ローマ支配下にあつたそれ以前と同様に、極度の分散性が対立していたと思われる。結果してブルを形成している今日の村落は、したがつて、封建時代になつてはじめて生れたものである。それらの村落は一般に教会の周圍に形成されており、疑いもなく最初は要塞をなしていたのであり、不安のいぶきを感じて姿を消していつた小規模ヴィラ群の犠牲の上に出来あがつたのである。」(註)

リール文科大教授の前出デイオン氏もまた、事柄はイギリスについてであるが、十七世紀のエンクロジユア運動の開始される以前は中核村落をもつ開放耕地制度の地方であつたとされていいる中部および東部が、考古学者達が航空写真と古文書によつて明かにしたところでは、さらにその以前は圍繞耕地制が行われ、五ないし六世紀におけるアングロ・サクソンの侵入によつてゲルマン民族から開放耕地制度が輸入されたとした後、次のように述べている——

「フランスでは、開放耕地制度は、少くともロレーヌ地方とライン河地方の若干の部分において、ガロロマン時代の末期以後にそれより古い農業制度に取つて代つたことを示す古文書がある。つまりそこには、以前は分散した居住様式、

盛土によつて縁取られた圃場をもち、現在の南部諸地方のそれと親族関係にある農業様式が行われていたわけである。また、現在は最も完全な集中村落型に属するカンブレシイ丘陵地帯は、ガロロマン時代には相当多数の孤立農家をもつていた。^(註)

このようにみていると、アーサー・ヤングや高橋教授が開放耕地型と圍繞耕地型という二つの異質的な類型の地方として捉えられた東北部フランスと西部フランスとの対照は、なるほど十八世紀末という一定の歴史時点においてはそうであつたにしても、あらゆる時代を通じて変りないものではなかつたことが明かである。いやその十八世紀末にも圍繞耕地制の一般的だつた西部でも海岸沿いの平坦部には開放耕地制が発達していたし、開放耕地型の東北部にも嚴密には地区毎に異るとしてもほぼカロリング朝期までは圍繞耕地制が支配的であつた。そして、この東北部フランスが辿つた進み方、すなわち圍繞耕地制から開放耕地制というのが基本的な農業発展方式ではないかと思われる。もしもそうだとすれば、東北部フランスと西部フランスという二つの地方は、高橋教授の考えられるように対立的な性格をもつものではなく、むしろ農業発展の二つの段階を示すにすぎないということになる。高橋教授によれば西部が進歩的で東北部が保守的であつたわけだが、われわれの場合事態はまさに逆になるわけである。

ただ、われわれの忘れてならないことは、同じように圍繞耕地制として捉えられてはいるが、イギリスの東部や中部の事例が明瞭に教えるように、十七世紀のいわゆるエンクロージア運動以後、圍繞耕地制は再び勢を盛り返し、やがては支配的な型として今日に至るといふことである。つまり、図式的に示せば圍繞耕地制↓開放耕地制↓圍繞耕地制という発展の仕方が農業発展の基本的筋道として存在するわけで、同じ圍繞耕地制の中にいわば原初的な圍繞耕地制と農業革命以後のそれとが含まれているわけである。したがつて、たとえば西部フランスにおいては、すでにみたように一旦はある程

度まで發展していた開放耕地制が今日では殆んど再び圍繞耕地化し、現状では西部に圍繞耕地型の公式がいよいよはつきりしていることになるが、その有する内容は高橋教授の考えられるところとは若干異なるわけである。アンドレ・メイニエの前出論文はいう、「歴史的な考察をちよつと行つてみただけで、ブルターニュには、最近まで二つの圃場型、すなわち圍繞耕地と開放耕地があつたことは明かである。ところが、圍繞耕地は荒蕪地および開放耕地の犠牲において一般化し、とうとう一九〇〇—一九一〇年頃その極に達し、殆んど全ブルターニュを掩うに至つた。」^(註三)

(註一) M. Bloch, *Les caractères originaux* (II).

(註二) Roger Brais, *La campagne* 所収前出論文六五頁。

(註三) 一六八頁。

五

圍繞耕地と開放耕地の問題に関しては、さらにデレアージュの見解を検討しないわけにはいかない。以下その著『フランス農民小史』によつてその大筋を紹介すれば、彼もまたフランスの原始農耕文明は孤立耕地と分散居住であり、一定の時代以後開放耕地と集村定住が生れたとみる——

「原始時代の耕地は先づ連続していなかった。すなわち、畑はおたがいに隣接していないで、ただ最も軽い乾燥した土壌だけが畑となり、そのような森林と荒蕪地が先づ第一に火の餌食となり、ついで犁の餌食となつたのである。さらに、この耕地は一時的なものであつた。可耕地が枯渇したときには、畑は放棄され、やがてすこしはなれたほかの土地が開墾された。しかしながら、次第に耕作は恒久的なものとなり、畑はたがいに接近するようになった。このようにして、いま

だに現在の西部とアキタニア南部の土地制度となつてゐるような、土地細分構図の正面が描かれる。これは、畑地に各々の名称があり、複雑な網目状に幾重もの道をもち、垣で囲まれていたり、囲まれていなかつたりしている不規則な畑地の構図である。わが耕地を「撒在」化したのは、この原始農耕文明である。」(註一)

ところで、デレアージュによれば、フランスのこの原始農耕文明は、疑いもなくアフリカからスペインをへて南西部から入つてきた。そして、小散居集落と散在耕地をもちドルメン (dolmen) に代表される文明をもつたこの農民群は、磨製石器時代第二期から青銅器時代にかけては、全フランスに拡がっていた。けれども、南西部ではその遺跡が少くとも石器時代初期まで続くが、北東部では青銅器時代以後トウミュルス (tumulus) 文明にとつて代られる。

トウミュルスとは土や砂利の堆積された塚からなる家族墓であるが、現在北東部フランスにみられる開放耕地制は、デレアージュによればこのトウミュルス農民に由来する——

「現在、耕作されている地域のうち、北東部農村はその長方形耕区の見事な規格を呈示している。これは各々の耕区が土壌の性質に合致し、その地形の起伏、地味、植物などから借用した各自の名称をもち、すみずみまで狭く並列した分割地片に細切された耕区である。この耕地制はトウミュルスの農民に由来している。」(註二)

そして、このような構図や規則性が始源的なものでない証拠は航空写真によつて与えられている。航空写真によつて、現在開放耕地制をとつてゐる地方の下図に撒在耕地を読みとることが可能になつたからである。これは最初の農業文明のなごりである。そしてデレアージュは、ドルメンの民衆をして孤立農圃と散居、トウミュルスの民衆をして開放耕地と集居をとらしめた原因として、その社会構成の差異と農具の違いを指摘する。

まずドルメンについてみれば、それは単独ないし二つ三つの小集団をなして存在しており、その中で父の骨は特別名

眷ある場所におかれておらず、また明らかな葬送具もともなわいし、僅かな武器しか収められていない。これに反して、トウミュルスは數十から数百の集団をなしており、家長の骨は中央の墓穴におさめられ、他の家族成員は家長に対して同心的に埋葬された。また最もすぐれた土器や立派な装身具が家長の墓に副葬されているし、武器が埋蔵されている。

次に農具についてみれば、ドルメンの農民が畑を「犁シヤリウか鋏カウ」で耕したに對し、トウミュルスの農具は「北歐や東アジアと共通な重い前車輪シヤリウ・アウバントラン附犁」である。これは「垂直刃クイトルと犁刃をあわせ備え、のちになつて排水孔を備え、輪留サボトで前に滑るか、あるいは小車輪で回転しながら土地を深耕するが、土地をひつくりかえすことがむずかしく、また正方形乃至わずかに長方の分割地片よりも細長い分割地片に適している。」^(註三)

(註一) 千葉治男、中村五雄共訳、デレアーージュ著『フランス農民小史』六頁。

(註二) 同上書、一〇頁。

(註三) 同上書、一一頁。

六

さて以上のようなデレアーージュの見解についてであるが、このように、定着した民族の性格如何によつて農村構造を説明しようとする試みに対しては、われわれはかつてアウグスト・マイツェンによつておこされた誤りに再び陥らないように留意すべきである。

この点はずでに他の機会(註一)に検討をすませたので要点のみ記せば、マイツェンによればその固有の性癖から集村型定着をし、そのゆゑに割替開放耕地制を採用したはずのゲルマン人は、タキトウスの『ゲルマーニア』では、都市に住まないの

みならず聚落をさへも忌み嫌い、「その好むところに個々別々に分散して」居住していたことを忘れてはならない。上原専祿教授の「ゲルマン文化研究の發達と古ゲルマン農制の若干問題」(『独逸近代歴史学研究』)によれば、ゲルマンの故地とみられている原始時代のスカンデナヴィアには大きな密集村落は存在せず個家定住が優勢であり、せいぜい小さな細村をなす定住が行われる程度であつた。定住の密集化が始つて不規則な村落類似形象を云々しうるようになるのはやつとキリスト降誕頃以降とみるのが最近のドイツ学界の傾向である。そしてそれは「技術上の進歩と人口増加」により定住が森林地域におよんだことによる。マルク・ブロックも、四、五世紀にガリアに侵出定住したゲルマン人は、混乱と人口減退を特徴とするこのローマ帝政末期には、その好むと好まざるとに拘わらず集団定住を余儀なくされたとしている。

勿論、アフリカからスペインをへて移住した南方的なドルメン民族と、北方から南下したトウミュルス民族とがそれぞれ異質的な性格をもち、その定着した地方がそうした異質的な両民族の性格によつて大きな影響をうけたことは明かである。けれども、単に定着した民族の性格が異なるという点だけに意味があるものなら、青銅器時代末期から紀元前七世紀にかけてガリア全土に移住定着したとされているケルト人の影響も無視するわけにはいかないだろう。さらに、紀元前五〇年頃からフランク族の勢力の強くなる紀元五世紀頃にかけてはローマの支配も行われる。要するに性格を異にするさまざまな民族がフランスの土地に定着し農業を営んできたわけであり、何もことさらドルメン・トウミュルスの両民族だけを基本的性格の形成者とみなす理由はないわけである。

われわれはむしろ、ケルト、ローマ、ゲルマンと次々にこの地に君臨した諸民族の性格は、一面に南方系とか北方系とかの異質性をもつと共に、他面、小規模で民主的な社会構成からより大規模で階級的な社会構成へという社会發展の諸段階をも示している点に気付く。たとえばケルト民族は、その基礎単位としての家族集団は一般に男系による大家族であ

り、家父長権は絶対的である。またその部族制社会の統制力は強く、初期のパグスからさらにその集合体キーヴィタスの創出という具合に漸次有力な集団結成をおこない、萌芽的とはいえ連合国家形態さえうみ出していった。

ただデレアージュの指摘する農具の差異、ことにトウミュルス民族のもつていたという前車輪附犁の影響は、確かに無視しえない意味をもつていると思われる。けれども、撥土板をもたず土をひつくりかえずことのできないこの種の犁が、果してどの程度に「正方形乃至わずかに長方の分割地片よりも細長い分割地片に適している」と云えるかどうかは疑問であると思う。それが「北欧や東アジアと共通な重い」犁であるとしても、この種の構造でどの程度に「深耕」しうるかは疑問だからである。おそらくこれは、私がすでに他の機会に述べたように^(註二)撥土板の取付けと新しい繫駕法の採用によつて始めて真の意味での開放耕地制度を生み出すものと思われる。また、これまたすでに検討^(註三)ずみの中心的農業地帯の移動、すなわち軽い土壌の丘陵部から重粘土質の平原部への移動の問題、さらにはその移動がどんな社会階層の首導下にどんな形で行われたか、等々の問題とも密接に結びついてくるものと思われる。

(註一) 「経済学研究」第二十卷一號。

(註二) 「經濟論究」第一號。

(註三) 「經濟学研究」第二十卷二號、第二十四卷一號。

七

最後に、幸運にも史料にめぐまれている前出マーコン地方について、この問題を具体的に追求しておこう。ここは、今日の支配的な農村形態が村落居住・開放耕地制であるのに反してカロリング朝期末まで分散居住様式に拠つた地方として

さきにもたようにマルク、ブロックが例示した地方である。

まずマーコン地方の位置および地形を明かにしておけば、それは大ざつぱに云つてリオン地方とブルゴーニュ地方に挟まれた中部丘陵地帯の東縁と、ローヌ河上流の一支流サオーヌ河の流域平坦部からなりたつてゐる。自然の骨組みは南北に走るきわめて單純な諸線にしたがつて構成されている。サオーヌ河谷がその軸心である。つまり、緩慢で航行容易な流れであるこのサオーヌ河の河床によつて、それより西側の丘陵部とそれより東側の平原部とが分離されている。東部および北部の平坦なのに対して西部の起伏は激しい。そしてこの起伏は南に行くほどひどく西南部は最高峰は一、〇〇〇米に達するボージョレ山塊に支えられている。

氣候は全体としてみるとかなり苛酷である。冬期は乾燥し寒冷であり、春期は一般に多雨で溫和だが、氣まぐれな天氣が多い。夏期は重苦しくしばしば雷雨が訪れるが、秋は普通は晴れわたつてゐる。つまり、氣候的にもこの地方は過渡地帯であつて、大洋の影響と大陸のそれとが衝突し、そのそれぞれが交互に優越する不規則性が特徴であり、年毎の變化が大きい。

この地方のうち氣候的に最も恵れているのはサオーヌ河の西側にそそり立つ乾燥した丘陵部からなる狹義のマーコン地方である。ここはさらに西側にそびえる一段高い岩山の諸丘陵によつて悪い風から庇護されており、それかといつて春の雪解けを遅らせる霧の及ばない高さであり、耕し易く、肥沃で、すぐ暖まる土壌の土地である。

かくして、地区毎に様々なニユアンスをもつこのマーコン地方において、最も目立つた自然的対照は、「人力で表面を引掻いただけの狭い土地が充分人間を養つてくれるような丘陵部と、春遅くまで霧のかかる、灌漑のために協働を必要とするような、そしてまた輪伐樹林の間に散在する耕作地も逆に裝備の整つた役畜の力を必要とするような、前者の周辺に

ある低湿地との対照である。」^(註1)

今、残された史料によつて十世紀頃のこの地方の開発状態をみると、人口密度が地区毎に著しく不平等であつたことがわかる。農民達は右にみた最良の条件にある丘陵部にまず定着し、この狭い土地にひしめき合いながら平原部に拡がることをしていない。良い条件にあるマーコネ、クルーニゾワ、オート・ボージョレでは土地は余すところなく利用され、開墾は利用しうる土地のギリギリの限界まで進められた。しかし、その周辺の低湿地全部においては森林が支配していた。もつとも、これらの低湿地と云えども全く人氣がなかつたわけではない。サオーヌ河の岸辺の手頃な場所とか、疏水や養魚池にかこまれた漁場や漁師や船頭や荷場人足が住んでいた。河とその運輸によつて暮しを立てる人々が、農民社会とは別個の不安定な世界を構成していたのである。けれども、こうした特殊の世界を別にすれば、人々の定住地域は右に述べた丘陵部に限られていた。そして、幾世代も昔から占有されていたこれらの古い土地では、「幾世代にもわたる相続と分割の結果」、土地所有は極度に零細化していた。これはバラバラになつた小土地片をもつ小土地所有者の世界であり、「領主的土地所有はあまり勢力をもつていなかった。」

人口に就いてみると、史料の関係上農民を含む全人口について精密な数や推移を知ることがは勿論望みえない。けれども、教会に残されている約五〇の富裕な家族については、九八〇年から一〇五〇年にかけてその系図を辿ることができると。これによると五ないし六人の子供をもつ家は稀ではないし、乳幼児の死亡を考慮するとこの数はもつと高く見積られるべきだとされているが、記録に明かな親の遺産分割の際に存命している子供の数は平均四ないし六人（内男二ないし三人）である。けれども、個々の家族におけるこのように高い増加系数にも拘わらず、この地方の人口そのものは、十世紀末頃までは停滞的であつた。こうした矛盾した事態がどうして生じるかと云えば、そうした沢山の子供の中結婚して家庭

を作ることの認められるのは僅かだったからである。他の者は僧籍に入ったり嫁にいかなくたりで一生独身を強制された。例えば、ギルベエル・ド・クルーニイ家の六人の娘のうち結婚したのは二人だけだし、ゲオフロワ・デザオ・ド・ラ・ブシエール家の六人の息子中一家を構えたのは一人だけだった。つまり、限られた面積の丘陵地帯内で強い結婚制限によつて人口を一定限度内に保ちながら生活していたのが十世紀末までのマーコン地方だったわけである。

なお、農民達の住居について云えば、分散居住とは云つても全く孤立してバラバラに住んでいたわけではない。いくつもの聚落が作られていた。これは地形の関係でもある。もつとも、聚落とは云つてもその大きさを二〇マンス以上であることは稀で、聚落内での個々の農家の配置はそれぞれ密接していたわけではない。聚落は氾の深い低湿地から遠く離れた傾斜地に最も条件の良い耕地に接近して作られていた。家々は常に園地に囲まれており、時としてブドウ園の小圍繞地が附属している。事柄は耕地についても同様で、耕作地にブドウ園が入りこんだり、牧草地が耕作地の連がりやを中断したりしていた。したがつて、耕地全体が一律の作業を強制されることはない。「土地の性質とその占有が、十世紀末のマーコン農村に農業個人主義を育てていたように思われる」とデュビイは述べている。

ところが、十一世紀初め頃こうした状態に大きな変化が生じた。それまで独身を強制されていた人々が放置されていた低湿地にむかつて下りていき、森の中に家を構えて開墾を始めたのである。九五〇年頃の一史料は、独立の農民や大地主の従属者からなる最初の開拓者達がサオーヌ河流域の諸土地を開拓したことを記録しているし、他の文書はマルティニ・ル・コントとバロンの間にかけて拡がっている大きな伯爵領の森が一〇三〇年頃入植者達によつて一ぱいになったこと、サオーヌ河に隣接する低湿なブレス地方で一〇四〇年頃開墾が行われたことを明かにしている。そして、それらの平坦地での新規開拓地は、デュビイによれば、人々が兎角考えたがるものとは反対に自由な土地ではなかつた。なぜなら、

開墾はそれが收穫をもたらずまでに時間を要するが、これに従事する人々は全部資産のない人達だつた。また、これら低湿地の森林は、これまで止むなく放置されていたことから明かなように開拓希望者個人の人々の単独の力では征服することが出来ないわけで、どうしても共同の力に頼らざるをえないし、丘陵部の軽い土壌を耕すのとは違った新しい農具が必要だつたからである。デュビイは、従来何故低湿地が放置されていたかの理由として当時の人々が森林に対して抱いていた神秘的恐怖心などをあげた後、次のように述べている——

「したがつて、これはまだそれを断言しうるわけではないが、当時の依然として幼稚な農業諸技術が石灰岩質地方の軽い土壌にしか有効には適用されえなかつたこと、農民達は、十世紀までは、樹木と湿潤さとの前には無力を感じていたことを想定する必要がある。」^(註)

かくして、丘陵部とちがつてもともと領主的土地所有の土地であつたこれら平坦部は、領主の首導の下にそれに隸屬して行われる農民達によつて開拓されたのである。マユーン地方の開放耕地はこのようにして成立する。

マルク・ブロックもまた、その『基本性格』の第二節を「大開墾の時代」にあて、一〇五〇年前後（ノルマンディやフランドルのような特別に恵まれた若干の地方では、おそらくそれより少しばかり早いし、他の地方ではそれより少しばかり遅れる）に一つの新しい時代の幕が開き、この時代は十三世紀末まで続くこと、そしてどうみてもフランスを舞台とした耕地面積の先史時代以来最大の増加であるこの大開墾の努力は、まず樹木に対する斗争として始まらねばならなかつたとして次のように述べている——

「樹木を前にして、耕地は長い間ためらつていた。おそらく今日よりもずっと乾燥した気候に恵まれていた新石器時代の農業者達が彼らの村落を定めたのは、茨のはびこつた、ないしは草の生えた地面や、ステップや、荒蕪地の上だつた

し、森林、伐採は彼らの貧弱な道具の手にあまるあまりにも過重な仕事を課した。」(註三)

勿論、ローマ人の治下においても、フランク時代においても、森林や湿地への耕地拡張は絶えず試みられ、大海の中の島々にも似た古くからの定住地の周辺への拡張に努力されたが、「戦いは結局において失敗に終わった。」それが前記のように一〇五〇年前後から十三世紀末にかけて再び「大開墾の時代」が現出するわけだが、これに関して彼は次のように述べている——

「これらの土地の征服者達は、しばしば新しい村落を形成したし、それは開墾地の真中に建設された。それは、一二二四年の興味深い調査がそれより五十年前からの一軒一軒の家の建設をわれわれに示してくれているオルジュ川のとりに所在するあのフロワドヴィル部落のように、自然発生的聚落であることもあつたが、よりしばしばその全体が誰か事業好きの領主による建設物だつた。時としては、地図を検討しただけで、他の資料のないにも拘わらず、これこれの居住中心地がこの時代の日付をもつことを充分に看破することができる。家々は、ゴーシエル・ド・シャージェイヨンによつて一二〇三年に建設されたブリー地方のヴィルヌーブ・ル・コントにおけるように、多少とも碁盤に似通つた規則正しい計画に従つて結集している。ないしは、——ことに森林中の場合——家々はそれぞれの家に属する圍繞地を伴いながら、真直に通された道路に沿つて並列しており、圃場はこの中心軸を挟んだ両側に魚の骨のような形で拵がついている」(註四)

(註一) G. Dury, La société aux XI^e et XII^e siècles dans la région mâconnaise.

(註二) 同上書、一二頁。

(註三) M. Broon, Les caractères Originaux, p. 5~6.

(註四) 同上書、一〇頁。